

前橋市障害福祉計画・障害児福祉計画の策定の趣旨について

1 計画の概要

平成30年度に策定した第5期前橋市障害福祉計画及び第1期前橋市障害児福祉計画の計画期間が令和2年度までとなっていることから、引き続き、策定懇話会の意見をふまえて見直し策定するものです。

障害者基本法に基づく『障害者計画（はーとふるプラン）』とは異なり、障害福祉計画及び障害児福祉計画は、障害福祉サービスに関する実施計画的な位置づけとして策定するものであり、「障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用量ほか目標値（数値目標）」の設定が中心的な内容となります。

障害福祉計画＝障害者総合支援法、児童福祉法に基づく計画（3か年計画）
 （●障害福祉サービスの利用量ほか目標値の設定など実施計画的なもの）

【現計画】第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画（計画期間：H30～R2年度）
 第4期前橋市障害福祉計画：計画期間＝H27～H29年度
 第3期前橋市障害福祉計画：計画期間＝H24～H26年度

（注）平成30年4月、児童福祉法の改正により障害児通所支援サービス等の提供体制を計画的に確保するため、都道府県及び市町村は「障害児福祉計画」を定めることとなったため、本市では障害者総合支援法に基づく計画と一体的に策定しています。

<参考> **障害者計画**＝障害者基本法に基づく計画（10か年計画）
 （●保健福祉、医療、教育、交通、街づくりなど総合的・中長期的なもの）

【現計画】第3次障害者福祉計画：計画期間：H28～R7年度
 第2次障害者福祉計画：計画期間：H18～H27年度

2 策定スケジュール

「資料3」策定スケジュールをご覧ください。
 計画策定懇話会は、計3回を予定しております。（第1回書面開催を含む。）

3 計画に記載する事項

次ページ以降の「（別添）計画書の主な枠組（案）と要旨説明」をご覧ください。
 計画書に盛り込む事項は、大きく次の6点です。

- (1) 計画策定の概要
- (2) 成果目標（令和5年度までの重点目標）
- (3) 活動指標（各年度における障害福祉サービス等の種類ごとの必要な見込量）
- (4) 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項、必要な見込量
- (5) 障害福祉サービス等の見込量確保のための方策
- (6) その他関係機関との連携等、円滑な実施を確保するために必要な取り組み

※ 本書4～5ページには、障害福祉サービス等の種類ごとの令和2年度までの実績値の傾向について記載してあります。あわせて、資料5-1「実績値の推移（H24～）」【表形式の数値データ】、資料5-2「サービス利用の推移」【グラフデータ】をご覧ください。

計画書の主な枠組（案）と要旨説明

国が定める「基本指針」（令和2年5月19日厚生労働省告示）は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、市町村及び都道府県が3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定するにあたっての基本的な方針、即すべき事項を定めています。

本資料では、「第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」の計画書の主な枠組（案）と項目の要旨を説明します。基本的には、現計画書と同様の枠組み構成とし、進捗状況・実績値の分析を行い目標値を設定します。

なお、以下の目標値は、国の基本指針で示された数値のため、今後、計画書（素案）を作成するにあたり、数値や内容が変更になることがあります。

計画策定の概要

法令の根拠、計画策定の趣旨、計画の期間、基本理念などを明記。

成果目標（令和5年度までの重点目標）

（障害福祉サービス及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標）
次の1～7の項目について、本市の成果目標を記載する。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- (1) 地域生活移行者数の増加・・・R1年度末の施設入所者の6%以上が地域生活に移行
（参考）【第5期】H28年度末の施設入所者の9%以上（対R2年度）
【第4期】H25年度末の施設入所者の12%以上（対H29年度）
- (2) 施設入所者数の削減・・・R1年度末の施設入所者数から1.6%以上削減
（参考）【第5期】H28年度末の施設入所者数から2%以上（対R2年度）
【第4期】H25年度末の施設入所者数から4%以上（対H29年度）

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- (1) 精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数の上昇
・・・R5年度における精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を316日以上とする。（H30年時点の上位10%の都道府県の水準）
- (2) 精神病床における1年以上の長期入院者数（65歳以上及び65歳未満）の削減
・・・R5年度末における長期入院患者数
- (3) 精神病床における早期退院率
・・・入院後3か月の退院率を69%以上とする。
・・・入院後6か月の退院率を86%以上とする。
・・・入院後1年時点の退院率を92%以上とする。
（H30年時点の上位10%の都道府県の水準）

3 地域生活支援拠点が有する機能の充実

R5年度末までの間、各市町村に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能充実のため、年1回以上、運用状況を検証する。

4 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 施設利用者の一般就労への移行者数

・・・R1年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上

併せて、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型の移行者数を設定

(参考)【第5期】H28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上(対R2年度)

【第4期】H24年度の一般就労への移行実績の2倍以上(対H29年度)

(参考) 福祉施設を退所し、一般就労した者の数(群馬県障害政策課による調査)

【H30】43人【H29】17人【H28】22人【H27】13人【H26】18人

(2) 就労定着支援事業の利用者数

・・・R5年度の就労移行支援事業等を通じ一般就労に移行する者のうち7割が
就労定着支援事業を利用

(3) 就労定着支援事業の就労定着率

・・・就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上

5 障害児支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センターの設置

・・・R5年度末までに、各市町村に少なくとも1か所以上設置

(2) 保育所等訪問支援事業の実施

・・・R5年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
(児童発達支援センター等で実施)

(3) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所

・・・R5年度末までに、各市町村に少なくとも1か所以上確保

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

・・・R5年度末までに、各市町村で設けるとともに、医療的ケア児等に関するコー
ディネーターを配置

6 相談支援体制の充実・強化等

R5年度末までに、各市町村において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の
相談支援体制の強化を実施する体制の確保を図る(基幹相談支援センター等で実施)。

7 障害福祉サービス等の質の向上

R5年度末までに、各市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための
取組に関する事項を実施する体制を構築する。

活動指標（障害福祉サービス等の必要な見込量）

（令和5年度までの各年度における指定障害福祉サービス及び障害児通所支援事業等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込み）

● 各サービス共通の留意事項

原則として、令和3～5年度の各年度末の1か月（3月分）の利用者数及び利用日数・利用時間数等を見込む。（地域生活支援事業は、1年間の見込量）

サービスの見込量は、「訪問系サービス」は種類ごとのサービスをまとめて、それ以外のサービスはそれぞれ種類ごとに見込む。

1 訪問系サービス

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援

★令和2年度までの傾向（実績値）⇒資料5-1、5-2「実績値の推移」データ参照

- ・訪問系サービスは、1月あたりの利用時間数（人日数）は増加しているが、実利用者数はH30-H31比較では減少しており、1人あたりの利用時間が増加傾向にある。
- また、R2は新型コロナウイルスの影響で、利用者数・時間とも大きく減少した。

2 日中活動系サービス

生活介護・自立訓練（機能訓練・生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援（A型・B型）・就労定着支援・療養介護・短期入所

★令和2年度までの傾向（実績値）⇒資料5-1、5-2「実績値の推移」データ参照

- ・『生活介護』は、伸び率はほぼ横ばいで、概ね見込みどおりの実績となっている。
- ・『自立訓練（機能訓練）』は、実績が目標値を上回っている一方、『自立訓練（生活訓練）』は、目標値の7割程度の実績となっている。
- ・『就労移行支援』は、H30に複数の事業所が廃止となったため、利用時間数、実利用者数ともに、平成30年度以降は実績値が目標値を下回って推移している。標準利用期間が有期（原則2年間）のサービスであることなども原因と考えられる。
- ・『就労継続支援（A型・B型）』の利用者は、新規利用のニーズや事業所の新規指定により年々増加しており、概ね計画どおりの実績となっている。
- ・『就労定着支援』は、平成30年度からの新サービスであり、利用実績は少ない。
- ・『療養介護』の事業所は市内にはなく、周辺自治体に所在する事業所を利用しており、概ね計画どおりの実績となっている。
- ・『短期入所』は、市内に9事業所が所在する。R2は新型コロナウイルスの影響でサービスを休止した事業所があったため、利用者数・時間とも目標値を大きく下回った。

3 居住系サービス

自立生活援助・共同生活援助（グループホーム）・施設入所支援・宿泊型自立訓練

★令和2年度までの傾向（実績値）⇒資料5-1、5-2「実績値の推移」データ参照

- ・『自立生活援助』は、平成30年度からの新サービスであり、まだ利用実績はない。
- ・『共同生活援助（グループホーム）』は、事業所の新設により利用者が年々増加している。
- ・『施設入所支援』は、利用者の地域生活への移行（退所、グループホームへの入所等）により、減少傾向が続いている。
- ・『宿泊型自立訓練』の事業所は市内にはなく、周辺自治体に所在する事業所を利用している。伸び率は、ここ数年ほぼ横ばいで推移している。

4 相談支援

計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

★令和2年度までの傾向（実績値）⇒資料5-1、5-2「実績値の推移」データ参照

- ・『計画相談支援』は、H24 障害者自立支援法の改正により、障害福祉サービスを申請する新規利用者は、サービス等利用計画の作成が必須とされ、既存の利用者も法改正後3年以内にサービス等利用計画を作成することとなった。H26以降は、全ての利用者が利用計画を作成済みのため、伸び率は、ここ数年ほぼ横ばいで推移している。
- ・『地域移行支援』『地域定着支援』は、市内の指定一般相談支援事業所が少なく、利用実績も少ない。

5 障害児支援

児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援・障害児相談支援・医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

★令和2年度までの傾向（実績値）⇒資料5-1、5-2「実績値の推移」データ参照

- ・『児童発達支援』は、H26以降、実績は微増傾向だが概ね計画どおりの実績となっている。また、R2は新型コロナウイルスの影響で、利用者数・時間とも大きく減少した。
- ・『放課後等デイサービス』は、事業所の新設により、利用者数・時間とも年々急激に増加しており、目標値を大きく上回っている。
- ・『医療型児童発達支援』『居宅訪問型児童発達支援』の事業所は市内にはなく、利用実績もない。
- ・『保育所等訪問支援』は、市内の事業所が少なく、利用実績も少ない。
- ・『障害児相談支援』は、障害児通所支援事業等の利用者の増加に伴い、障害児支援利用計画の作成件数が増加していることから、実績は微増傾向となっている。

地域生活支援事業の必要な見込量

- 1 相談支援事業
- 2 意思疎通支援事業
- 3 日常生活用具給付等事業
- 4 移動支援事業
- 5 地域活動支援センター事業
- 6 手話奉仕員養成研修事業
- 7 理解促進研修・啓発事業
- 8 その他の事業（福祉ホーム、日中一時支援、訪問入浴、声の広報発行、など）

サービス等の見込量確保のための方策

- 1 訪問系サービス
- 2 日中活動系サービス
- 3 居住系サービス
- 4 相談支援
- 5 障害児支援
- 6 地域生活支援事業

その他関係機関との連携等、円滑な実施を確保するために必要な取り組み

- 1 障害者に対する虐待の防止
- 2 障害を理由とする差別の解消の促進
- 3 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組、など